

加古川中流圏域河川整備計画 第五回懇談会

＜ 議 事 要 旨 ＞

- 日 時 平成24年8月29日（水）14:00～17:00
- 場 所 兵庫県社総合庁舎 別館4階会議室
- 出席者 39名（委員8名、事務局18名、関係機関12名、報道1名）

	氏 名	所属・役職等	出欠
学識経験者	もりつ 森津 ひでお 秀夫	流通科学大学 教授	○
	おぐら 小倉 しげる 滋	三木市自然愛好研究会 世話役	○
	かんだ 神田 けいいち 佳一	明石工業高等専門学校 教授	○
	こぼやし 小林 たくろう 拓郎	西脇市動植物生態調査研究グループ 代表	○
	たきはら 瀧原 つとむ 務	加東市文化財保護審議会 委員	○
関係団体	おおむら 大村 い さ お 伊三夫	東播用水土地改良区 理事長	○
	なしき 梨木 しずお 静夫	加古川漁業協同組合代表理事 組合長	○
地場産業	き し 来住 なおと 尚登	兵庫県繊維染色工業協同組合 理事長	-
	たじり 田尻 ただし 忠	兵庫県釣針協同組合 理事長	-
	なかがわ 中川 あきのり 明紀	播州釣針協同組合 理事長	○

（敬称略 順不同）

	氏 名	所属・役職等	出欠
事 務 局	尾原 勉	北播磨県民局 加東土木事務所 所長	○
	谷田 登志晴	北播磨県民局 加東土木事務所 副所長	—
	西倉 洋一	北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所 所長	○
	鶴崎 尚夫	北播磨県民局 加東土木事務所 主幹（企画調整担当）	○
	恒藤 博文	県土整備部 土木局 総合治水課 計画係 係長	○
	秋田 孝徳	県土整備部 土木局 総合治水課 調査環境係 主査	○
	木村 浩之	県土整備部 土木局 河川整備課 治水係 係長	—
	出見 恭行	県土整備部 土木局 河川整備課 治水係 主査	○
	山口 一哉	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 課長	○
	雨宮 宏	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 課長補佐	○
	関 正造	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 課長補佐	○
	橋本 良平	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 職員	○
	横山 耕	北播磨県民局 加東土木事務所 復興事業課 課長	○
	久志 英夫	北播磨県民局 加東土木事務所 復興事業課 課長補佐	○
	栗山 研一	北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所 課長	○
	野邊 正彦	北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所 課長補佐	○
	古川 仁	神戸県民局 神戸土木事務所 河川課 課長	○
	木田 泰稔 小藪あゆみ（代理）	阪神北県民局 宝塚土木事務所 三田業務所 課長	○ （代理）
	松井 康司	丹波県民局 丹波土木事務所 河川砂防課 課長	○
中村 亘	丹波県民局 丹波土木事務所 河川砂防課 職員	○	

（敬称略 順不同）

	氏名・所属・役職等
事 務 局 補 助	田渕 昌之、中道 誠、竹内 義幸、牧 俊行、大井 清美 （（株）建設技術研究所）

	関係機関名	氏名・所属・役職等	出欠	
関係機関	国土交通省	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査第一課 奥野課長	○	
	神戸市	建設局 北建設事務所 藤本係長	○	
	西脇市	建設経済部 地域整備課 真鍋主幹	○	
	三木市		西山技監	○
		まちづくり部 道路河川課	常深課長	○
	小野市	地域振興部 道路河川課 山田主幹	○	
	三田市	都市整備部 道路河川課 島田副課長	○	
	加西市	都市整備部 土木課 柴本課長	○	
	篠山市	まちづくり部 地域整備課 近成課長	○	
	加東市	建設部 土木課 藤井課長	○	
	多可町		横関技監	○
建設課		渡邊課長	○	

(敬称略 順不同)

□議事概要

1. 開会挨拶

: 加東土木事務所 尾原所長

2. 出席者の紹介

(1) 懇談会委員の紹介

(2) 事務局の紹介

3. 前回の懇談会・地域ブロック懇話会の概要 : 事務局説明

4. 議事 1 (河川整備計画の目標に関する事項)

(1) 河川整備計画の目標に関する事項 (第 1 章第 3 節～第 6 節): 事務局説明

(2) 討議

1) 洪水による災害の発生防止または軽減に関する目標について

- ・ 洪水による災害の防止の目標では、主に加古川本川の西脇付近、杉原川合流点から下流の直轄区間との境界までの区間を、平成 16 年 10 月規模の洪水を対象として目標設定したということであるが、板波下流の既定計画をそのまま踏襲する区間との治水安全度のバランス、整合性は図られているのか。通常、同程度の治水安全度で整備するのが多いと思う。**(委員)**
- ・ 既定計画を踏襲する区間において既往最大流量が目標流量を上回っているところ、例えば東条川(既往最大は昭和 58 年洪水)では、目標を既往最大としてしまうと下流区間とのバランスが崩れてしまうため、既定計画を踏襲していくこととしている。**(事務局)**
- ・ 既往最大流量が既定計画流量を上回っている区間はどの程度の割合になるのか。目標の設定では、既往最大流量が 1 つの目安となり、既定計画との乖離が大きいとおかしいことになる。全体の治水計画のバランスについて、その辺の裏づけを聞きたい。**(委員)**
- ・ 手持ち資料で区間と延長の関係を示したものがないため、改めて説明する。**(事務局)**
- ・ 下流の国管理区間の計画との調整はどのようにしているのか。**(委員)**
- ・ 下流の国管理区間と上流の県管理区間で上下流バランスを考慮して調整している。まずは国が流域全体の流量を計算し、平成 16 年の洪水を対象とした目標流量を設定している。その際に、県管理区間から国管理区間へ引渡しできる流量が定まるため、その流量をもとに、県管理区間の目標規模を決めている。その調整は国と県とで十分に行っている。**(事務局)**
- ・ すべての区間の目標流量を下流側に足していっても、必ずしも下流の目標流量と一致しないということは、それぞれの区間に対しての最悪の状態が同時に起こるわけではないという想定になっている。おそらく過去の経験によるものと思われるが、より広域に過去最悪の状態が起こるといことは想定しなくても大丈夫なのか。同時に起きたら、両方から目標流量が来るとき、下流ではオーバーフローしてしまうことになる。**(会長)**
- ・ 仮に最悪の雨がこの流域内に一様に降った場合でも、河道に入るまでの時間、河道からある特定の地点に到達するまでの時間は、本川、各支川によって違っており、それらを踏

まえた解析を行った上での計画（目標流量）となっている。（各地点での）最悪の流量が（合流点で）単純な足し算になるわけではない。（事務局）

- ・ 第6節に「現在の河川環境に与える影響が極力少なくなるよう努める」という文言があるが、現在の河川環境そのものが既に問題点を持っていると思う。そのため、流量ばかりでなく、周辺部の状況も考慮した目標があっても良いのではないか。森林でも人工林の保水力が問題になっており、根が浅いところでは土砂崩れが起きている。水を堤防の中に閉じ込めるという一方的な考え方だけではなく、溢れさせて、本川の流量を軽減させながら洪水対策を行うという考え方はないのか。（委員）
- ・ 近年、ゲリラ豪雨など非常に大きな雨が増えている中、河川整備だけでは限界があることも踏まえ、総合治水条例が今年4月に施行されている。今後は、森林の整備、田んぼの保全・活用、ため池や利水ダムの活用など、県、市・町、県民の連携・協働による総合治水の取り組みをまさに今後進めていこうとしている。流域の治水力、保水力を高め、河川工事とあわせて流域の治水安全度を上げ、あわせて河川や流域の環境にも配慮していきたいと考えている。（事務局）
- ・ 昨年もらった近畿地方整備局の冊子でも、水を下流へ流すことが主体で、今問題になっているゲリラ豪雨に対する観点が欠けている気がする。これからさらに過激な気候がやってくると思われるが、堤防の強化と河道掘削だけでは耐え切れないと危惧している。今の説明にあったように、周りの田んぼ等で流量を緩和するような方法、人工林を雑木林、自然林に徐々に変えていくようなやり方など、縦割りを乗り越えて横断的・総合的に協力していかないと、いつも対症療法に終わってしまう。省庁間の連携もこれから大切な問題になってくる。（委員）
- ・ 今後は、「流す」、「貯める」、「備える」の3つを組み合わせ対応していく必要があると認識している。総合治水計画を今後策定していく中で、森林の保水力を高めるとか、ため池や水田の活用も図っていくようなことを盛り込んでいこうとしている。ただ、今回は、その3つの分野の中の「流す」というところの計画をまず作ろうとしており、これができた後に、「貯める」「備える」を合わせた総合治水計画を策定していきたいと考えている。（事務局）
- ・ 河川法では、治水から利水、親水（環境）へと改正されてきたが、治水が一番強く押し出されて、それに追いつかれているという感じがする。だから、総合治水という第2段階、第3段階の考え方を徐々に考えていただきたい。（委員）
- ・ 総合治水という考え方を考慮せずにこの目標流量が設定されていて、総合治水という考え方でまかなえる部分があれば、その分だけ目標流量を下げることはできるのではないか。それとも、あくまでも流す分については従来と変わらずに、「貯める」等の部分は単にプラスアルファとしてしか考えないのかという質問ではないか。（会長）
- ・ まず「流す」については、これまでどおりの河川改修を進めたいと思っている。加えて、流域における保水機能「貯める」は、当面どれだけの協力が得られるのか不明であるため、当面はプラスアルファで考えていきたい。その中で少しずつ治水安全度を上げていくことに、皆様のご理解を頂きながら尽力していきたい。（事務局）
- ・ 流域内の保水能力について、現状がどうなのか、また将来的には河道計画と合わせてどの程度まで整備するか、数値目標を設定していこうと考えているのか。（委員）

-
- ・ 総合治水の推進計画は、目標を数値として持つ、目標を数値として持たずにプラスアルファとして考えていく、大きく2つの考え方がある。数値目標を持てれば理想的な計画にはなるが、県下各流域でいろいろな地域状況があるため、当面は数値目標を持たずに、プラスアルファの計画としてできるところから取り組んでいく。ただし、推進計画は整備計画のように期限を定めるものではないため、毎年ローリングを行い、進捗具合を住民の方にも確認して頂く中で、協力して頂ける施設が増えれば、順次、推進計画に位置づけ、ブラッシュアップを図っていきたい。**(事務局)**
 - ・ 杉原川の西脇観測所の図面では、全く障害物のない河川の絵が描かれている。洪水時の水の流れはスムーズに下流へ流していかなければならず、そのような改修が可能であればよいが、そうでない場合、大きな木が河道内に生えていたり、竹やぶが堤防から川の中へかかっていたりして、洪水のときに障害物になって水の流れを阻害するのではないかと。本来の環境の管理の中で、これが正常かどうかという、どうも河川本来の姿からいうと疑問である。その辺はどういう観点から理解をしたらよいか教えてほしい。**(委員)**
 - ・ 後ほど、議事2の河川の維持という中で説明する。**(事務局)**

2) その他

- ・ 第三回懇談会で、小田地区の親水公園を早期に手直しして、上から見えるきれいな東条川を再現してほしいという意見があったが、8月に国土交通省の方が、魚が棲める場所や公園のようなものをつくるという計画を持って説明に来た。今は災害復旧の工事ばかりで、川の水がドロドロになっているが、そういう公園等をひとつでもつくってほしいと要望した。こういった意見も取り上げて、既に計画ができているということは良いことだと思った。**(委員)**
- ・ 私どもは美囊川流域を探索して、生物や地層などの調査を繰り返したりしている。加古川大堰がある加古川の国包あたりの広い河原は、昔は成瀬といって非常に速い川の流れで深かった。国土交通省関係の人に、ここの堆積土砂を掘削したらどうかと話をしたが、うまく整理ができないということである。国土交通省の本川関係と兵庫県の流域関係の連絡、連携は十分にとれているのか。**(委員)**
- ・ 国土交通省の工事と県管理の工事については、年に1回から2回、年度当初などに調整会議を行っており、お互いに情報共有した上で工事を行っている。特にこの計画策定については入念な協議をしながら進めている。**(事務局)**

5. 議事 2（河川の整備と実施に関する事項）

(1) 河川の整備と実施に関する事項（第 2 章第 1 節～第 3 節）：事務局説明

(2) 討議

1) 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要について

- ・ 河川整備の方法について、護岸整備とあるが、どういう護岸を考えているのか。また掘削の際は、従来の掘削しただけなのか、環境のことを考えて覆土するということを考えているのか。**（委員）**
- ・ 護岸整備に関しては、例えば環境保全を図れるコンクリートブロックなど河川に応じて生息環境が守れるようなもの、コンクリートで補強する場合は覆土をするといったような整備を考えている。**（事務局）**
- ・ 野間川の合山井堰の上流右岸で工事をされていたが、その後、洪水で工事箇所の護岸が崩れている。原因はわかっているのか。**（委員）**
- ・ 野間川の今回整備区間にも入っているみぎわ橋から上流の区間は、昭和 50 年代か 60 年代の圃場整備と合わせて河道拡幅をしており、当時は極力、土羽とか自然護岸という形で整備されていた。合山町の付近も、コンクリートブロック等を張らずに、土の状態の緩い土羽で堤防をつくり、その前に保護するような形で平場を整備し、カーブのところでは寄せ石といって土の前に石を置いて、なるべく土が削れないような形で整備されていた。長年の間に徐々に削られて弱くなっていたところが、昨年 9 月の洪水では、水位が想定水位ぎりぎりまで上がったような状況もあり、一気に削られたという状態である。その箇所は災害復旧工事ということで、カゴ護岸やコンクリートブロック護岸で復旧しているが、一部護岸が未整備のところ、土が堆積しているところ、河床を下げないといけないところなどがあるため、残りの箇所の具体的な内容はこれからの検討となる。ただ、台風等で被災したところについては、その都度、必要な保護、対策は行っているという状況である。**（事務局）**
- ・ 整備では、コンクリートブロックよりもカゴの方がよい。セメントの護岸工事をした後の魚類の生存はすごく減るため、石の工事のほうが、水中昆虫や魚には良い。河川工事で削った岩盤を再利用するというのも自然を生かす方法である。**（委員）**
- ・ 今までに工事をしたところに土砂が堆積し、河積が減少している場合があちこちにある。**（委員）**
- ・ 私たちのグループでは 40 年来、水生生物の調査をやっているが、川の虫が、こぶし大から頭大の石ころが上手に整備されていた場所でたくさん見られたのに、上流部の河川工事後、その隙間を全部土砂が埋めてしまい川の虫がいなくなるという現象が出ている。工事の際は、下流へ流れ込む小砂利みたいなものを流さないような工法があるのか検討していただきたい。それから、この対象区域になっている川の中でも、山間部の小さな河川には、水草やエビ、小魚みたいなものがみられる。このような小さな川を思い切って掘削してしまうと、広い川の掘削とはかなり違った影響が出てくると思うので、慎重に工事を進めてほしい。**（委員）**

-
- ・ 整備区間の選定フローで、二次評価の対象区間ではあるが整備区間に選ばれなかった区間において、氾濫域に資産がある程度ある、または大きいけれども、総合的に判断して、整備区間に選ばれなかったという例もあるのか。**(会長)**
 - ・ 現実的にあると思うが、30年間の計画であるため、整備区間に選ばれていても、整備途中では未整備のところも氾濫することも考えられる。また、選ばれていないところは、全体の中で他区間と比較して氾濫による被害が小さいという区間もあり、まずは優先順位をつけて検討をしているものであり、絶対に氾濫による被害が生じないというものではない。**(事務局)**

2) その他

- ・ 河川工事では、閉め切りして汚濁水は流さないということで工事実施業者と同意している。ところが現地では、濁水が流れていることもある。加東土木事務所や多可事業所に来てもらい業者へ注意してもらっても、同様のことが起こる。河川工事は必要なことで実施してほしいが、発注するときには業者へきっちりと行政指導をしてもらいたい。**(委員)**
- ・ 工事発注の際は、当然濁水を極力出さないよう指導している。従来からやっているが、十分でなかった面もあるかと思うので、今後さらに業者への指導を徹底していきたい。**(事務局)**
- ・ 平成15年には地域ブロックの皆さんが現地を視察されたようだが、かれこれ10年もたっており、今回整備区間も新たに提案されている。次の地域ブロック懇話会も予定されているようなので、時間の許す限り、ポイントだけでも現地を見せていただき、地域のご意見を伺うような会が持てればよいと思う。**(委員)**
- ・ カーブの終わりの護岸が崩れていることが多く、大きな石が突き当たっているのではないか。洪水時の水中撮影等を実施しているのか。洪水時に予期せぬ形で護岸が破壊されるが、物事が発生したら原因追及がまず大事である。流れてくる石や木を映像で確認すれば原因が解明するのではないか。西宮に魚探の世界トップメーカーがあるので一度相談してみてはどうか。**(委員)**
- ・ 日本釣振興会では、今年10月21日に、メーカー、小売店、各釣りクラブなどで清掃活動を全国一斉にやる。11月には黒田庄で釣り大会があり、大会後には組合員による河川清掃を計画している。袋や手袋などは日本釣振興会が提供するが、回収したごみが問題となっており、処理をしていただけないか。清掃活動は毎年やっている。**(委員)**
- ・ 資料5の32ページに、資材提供の話と、「活動により回収したごみについては、県・市町が適切に処理を行う」と書いている。具体的な対応は、その都度、県や市と協議して頂くのが良いと考える。**(事務局)**

6. 議事 3 (今後の予定)

(1) 今後の予定 : 事務局説明

(2) 討議

- ・ 意見なし (了承して頂いた)

7. 閉会挨拶

: 加東土木事務所 多可事業所 西倉所長

以上